

求職者の皆様へ

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に基づく開示事項

この書面は有料職業紹介事業者が求人者の皆様に明示することが義務づけられているものです。
私ども特定非営利活動法人エティックの業務運営につきまして、下記お知らせ致します。

職業紹介事業者 特定非営利活動法人エティック

事業許可番号 13-ユ-307028

【取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲】

■私どもの取扱業務範囲は、下記のとおりです。

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱い地域の範囲：国内全域

【手数料に関する事項】（上限額）

求職の皆さまから手数料は一切いただきません。職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けま
す。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率を下記の通り明示しています。届け出る手数料率は
上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなりま
す。

【届出制手数料にかかる手数料表】

サービスの種類および内容	手数料の額	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス および求人と求職の照会その他紹介のサ ービスに付随するサービス	成功 報酬	【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われ

	<p>る賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%</p> <p>手数料負担は、求人者とします。</p>
--	--

※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※手数料の上限は、求職者の賃金の50/100とします。

※いったん申し受けました人材紹介の報酬について、採用決定者が入社日の前日までに、採用決定者の自己都合による入社辞退、もしくは、採用決定者の責による採用取消しが発生した場合、特定非営利活動法人エティックは報酬の全額を申込者に返還するものとします。

【早期退職返戻金に関する事項】

・採用された人材が入社3ヶ月未満で自己都合退職された場合、求人企業様に対し下記を標準として返金致します。

入社後 1ヶ月以内に退社 : 紹介手数料の50%

入社後 3ヶ月以内に退社 : 紹介手数料の30%

【求職者の情報に関する事項】

求職者情報の取扱いは、各担当コーディネーターで、取扱責任者は職業紹介責任者となります。

求職者の情報は職業紹介事業に係るものに限ります。

【個人情報の取扱に関する事項】

・個人情報の取扱者は各担当コーディネーターで、取扱責任者は職業紹介責任者です。

・取扱者は、本人から個人情報の開示請求があった場合は、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

・更に、これに基づき訂正の請求があった場合、その請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

【苦情処理に関する事項】

・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。

・苦情の申し出があった場合は、誠意を持って対応致します。

その他、私どもの業務等についてご不明の点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

連絡先：特定非営利活動法人エティック

〒150-0011 東京都渋谷区東1丁目1番36号 キタビルデンス402

050-1743-6743 e-mail : agency@etic.or.jp

担当 職業紹介責任者 野田香織

理事 伊藤 順平

業務の運営に関する規程

特定非営利活動法人エティック

第1 求 人

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。

第2 求 職

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が所定の書式により WEB サイト上に掲載されている求職申し込みフォームよりお申込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を電子メールの使用、もしくは WEB サイト上に掲載されている求人要項により明示します。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合は、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）です。
- 6 当社の業務運営に関する規定は以上のとおりですが、当社の職業紹介事業はすべて職業安定法、通達及び関係法令に基づいて運営しますので、不明な点は担当者にお問い合わせください。